

地域における高齢者の権利擁護とソーシャルワーク

—A市社会福祉協議会による法人後見業務を通して—

○ 久留米大学 氏名 上原紀美子 (8585)

キーワード：成年後見制度、低所得者福祉、地域福祉

1. 研究目的

ソーシャルワーカー（以下、「SW」という）が権利擁護の役割を十分に果たすためには、実際の相談援助における際に、支援の根拠となる法制度を理解していることは当然として、社会法における権利的視点を持ちながら、利用者の人権に対する配慮が必要不可欠となる。

現在、社会福祉協議会（以下、「社協」という）が受託する成年後見制度に対するニーズが高まっているが、これは財産をほとんど有しないため、後見報酬を支払うことが難しく、かつ身上監護を中心とする支援を必要とする高齢者が増えていることと無関係ではない。このことは、社協が実施する法人後見等の対象者が社会福祉サービス、特に低所得者福祉サービスの受給者（あるいは必要としている者）であることが少なくなく、この意味で、社協の後見業務等はソーシャルワーク、特に低所得者支援の一翼も担っているといえる。

そこで、本研究では、社協の法人後見を必要とする者が、社会福祉サービスの受給者（特に低所得者支援の対象者）である可能性を強く意識しながら、A市社協の法人後見業務を通して、社協の法人後見業務のあり方を今一度整理するとともに、地域における権利擁護の活動の実際と今後の課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究の視点は、法理論的アプローチ、とりわけ社会法における権利的視点に依拠する。成年後見、とりわけ社協の法人後見等の受任対象者となる高齢者の多くが、経済的な困難を抱えている者、すでに日常生活自立支援事業の利用者であること、加えて、他に適切な後見人等が得られない等の複雑な事情を有している者であることが少なくない。そのため、社会法における権利的視点から、法人後見の受任者である社協が、受任対象者の人々の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するために行っている法人後見等の業務を通して、地域における権利擁護の活動の実際と今後の課題を明らかにする。

研究方法は、文献研究、A市社協の法人後見センターに所属する専門職員の同行調査（平成29年4月～9月）及びインタビュー調査（平成29年10月～平成30年3月）の3つを柱とする。文献研究では、成年後見制度、権利擁護、社協における法人後見業務のあり方等の基本的事項を再確認し、そのうえで、A市社協職員の同行調査及びインタビュー調査から、地域における権利擁護について検討を加える。これらによって、社協以外の専門職後見人では対応することが難しい人々（財産をほとんど有せず後見報酬が支払えない者、精神障害、知的障害によって日常生活に関する問題を抱える者、親族関係が破綻している

者等)に対する社協の法人後見等の今後のあり方について検討を加える。

3. 倫理的配慮

所属機関の研究倫理規定および日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき、適切な倫理的配慮を行った。また、本研究を行うにあたり、ヒアリング調査を実施したA市社協には、研究の目的、調査の趣旨を説明し、調査結果は口頭並びに論文等での発表以外では使用しないこと、またこれらの研究活動の結果、不利益を被ることはないことを説明し、回答をもって同意を得ている。さらに、個人が特定されないように事実を曲げない範囲での加工・匿名化をするなど、最大限の倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

A市社協では、成年後見センターを設置後、家庭裁判所から、申し立て経費や後見報酬の支払いといった経済的な困難を抱える者、親族がいない、あるいは親族関係が破綻しており、申立人や後見人候補者等が見つからない者、精神障害、知的障害によって日常生活に対する支援に社会福祉的支援を必要とする者の受任依頼が増えている。実際、日常生活自立支援事業により福祉サービスで利用者に関わってきた社協が、継続して後見人等になることで、被後見人等の意思を尊重し、かつその心身の状態と生活状況に配慮しながら、被後見人等の財産管理、身上監護、その者の権利擁護について専門的かつ組織的に対応する力は有しているといえる。くわえて、社協の法人後見等は、専門職後見人の対象になりにくい経済的な困難を抱える者等の権利擁護に重点を置いているため、行政が本来果たすべき役割と重なる部分が多く、その役割と意義は大きいといえる。しかし、対象者の複雑・多様化する後見ニーズに対応できるだけの人的・予算的・時間的余裕がないため、社協に期待される役割を十分に発揮できていない等の課題も明らかになった。

これはA市社協の法人後見センターに所属する専門職員(社会福祉士)の実際の支援活動に同行した際に垣間見られた。社協が行う成年後見等は法的問題をいかに未然に防ぐか、喫緊の課題にどう対応すべきかが主軸となり、専門職員が本来有する社会福祉の知識、日常生活自立支援事業利用当時の利用者の思い等を生活の中に具体化する支援が実際には困難であることが理解できた。

5. 考察

成年後見制度は、従来の本人保護と、①自己決定の尊重、②残存能力の活用、③ノーマライゼーションという新しい理念の調和に基づいて、認知症、知的障害や精神障害によって判断能力が不十分な者の権利や財産が侵害されないように法的に支援する制度であるものの、成年後見制度が民法という枠組みに立脚するものである限り、ソーシャルワークを展開するうえで制度的・技術的な限界があることは指摘しておかなくてはならない。そのうえで、今後も社協の法人後見成年後見制度を必要とする人々が同制度を利用し、住み慣れた地域で自分らしい生活を営んでいけるように社会全体で支援していく仕組みに発展させていかなくてはならない。